

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問（情）第186号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成16年4月11日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「平成16年4月8日付け砂防第1号による審査請求に係る裁決について（通知）及び裁決書（以下「裁決書等」という。）に至るまでに確認した文書等のうち、処分庁から提出された書類その他の物件全て（ただし、平成15年9月12日付け弁明書及び同年12月10日付け再弁明書の写しの交付は不要。）（以下「本件対象文書」という。）」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年4月26日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年6月13日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

平成16年5月8日付け再審査請求書の「再審査請求の趣旨及び理由」の8ページにも記載したとおり、平成16年2月18日に実施された行政不服審査法第29条に基づく「検証」は、審査庁側から〇〇〇〇室長・〇〇主任技師及び〇〇主任主事の3名が出張し、竹原支局内では弁明内容の訂正等となる事情聴取や弁明内容を補正する説明資料の受取りを含む確認（事実上の弁明書の提出となり、行政不服審査法第33条第1項に該当する。）を行うとともに、砂防指定地内普通河川郷川（橋梁の設置申請地点を含む。）の現地調査（以下「本件現地調査」

という。)を不許可処分を直接担当した処分庁側の〇〇〇〇課長及び〇〇〇〇係長の2名が案内する方法で、かつ、審査請求人には当該事実を隠匿した上で実施されたものである。審査庁は、利害関係者である審査請求人を公権力(裁量権)のもとに排除し、一方、処分庁の職員(不許可処分の直接の担当者)へは、現地説明という重要な役目を果たすよう指示した。

さらに、当該現地調査に同行した際、処分庁側からは自らにとって都合の良い弁明内容のみに限定した口頭による弁明の追加や図面等の提示が行われたという重大な疑義がある。

このことは、審査請求人からの「人命を守るための私費による橋の設置申請」という基本的人権に基づく正当な主張に関して、郷川並びに同河川に現存する橋梁の不法占用を含む物理的な事実関係及び法的根拠に係る審査請求人からの説明の機会を裁量権の乱用をもって故意に認めず、併せて開示すべき文書を開示しなかったものである。

なお、弁明書(事実上の弁明を含む。)があった場合には、審査請求人へ内容を知りし上で、反論の機会を与えることが行政不服審査法第33条第2項、同法第22条第3項、同法第23条にも規定されている。

理由説明書によれば、「3 処分の理由」の(3)の中で、「平成16年2月18日の現地調査に際して、処分庁から審査庁に対して弁明内容を含む書類や証拠資料の受取りが行われた事実はない。」と明記している。このことは、処分庁が平成15年7月7日付け指令東広建竹第19号による不許可処分を裁量権の濫用をもって強行した事実を擁護するため、実施機関が不当な不開示(不存在)決定を行ったことを示す明白な証拠の一つである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

行政不服審査法に基づく審査請求の審理において、審査庁は、その判断で必要な場所の検証を行うことができるが、この検証の目的は、審査庁が自ら現地に赴き、争点となっている場所の現況の確認を行うことであり、処分庁に対して新たな弁明の追加や証拠資料の提出を求めることを目的としたものではない。したがって、本件現地調査に際して、処分庁から審査庁に対して弁明内容を含む書類や証拠資料の受取りが行われた事実はない。

また、異議申立人は、「竹原支局内では弁明内容の訂正等となる事情聴取や弁明内容を補正する説明資料の受取りを含む確認(事実上の弁明書の提出となり、行政不服審査法第33条第1項に該当する。)を行うとともに、当該現地調査に同行した際、処分庁側からは自らにとって都合の良い弁明内容のみに限定した口頭による弁明の追加や図面等の提示が行われたという重大な疑義がある。」と主張している。この主張が具体的に何について述べているのか定かでないが、審査庁が行った平成16年4月8日付けの裁決書において、審査庁は当事者から提出された弁明書やこれに対する反論書等をもとに裁決を行っているのであって、異

議申立人が主張しているような事実を基礎に裁決を行ったものではない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

実施機関によれば、東広島地域事務所長（以下「処分庁」という。）が平成15年7月7日付けで行った、異議申立人の関係者による砂防指定地内における制限行為の実施及び砂防設備の占用並びに普通河川等土木工事の許可申請に対する不許可処分を不服として、審査庁である実施機関（以下「審査庁」という。）に対し、当該関係者の代理人として異議申立人から審査請求（以下「本件審査請求」という。）が行われたということであった。

本件請求は、本件審査請求の裁決書等に至るまでに審査庁が確認した文書等のうち、処分庁から提出された書類その他の物件の全ての開示を求めたものであり、実施機関は、本件対象文書を作成又は取得していないため、本件処分を行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

当審査会において、平成16年4月8日付けの本件審査請求の裁決書を見分したところ、審査請求書、弁明書、反論書、再弁明書及び再反論書以外に文書が存在することをうかがわせるような記載は認められず、本件現地調査の際に弁明内容に関する事情聴取や説明資料の受取りを含む確認が行われたり、口頭による弁明内容の追加や図面等の提示が行われたりしたという、異議申立人の主張を裏付ける事実は確認できなかった。

そうすると、本件現地調査に際して書類や証拠資料の受取りが行われた事実はなく、処分庁が口頭によって弁明内容を追加したり、図面を提示したりした事実もないという実施機関の説明は不自然ではない。

したがって、実施機関が行った本件処分は妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 12. 26	・ 諮問を受けた。
18. 1. 5	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 1. 12	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 2. 6	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 4. 3	・ 異議申立人から意見書を収受した。
19. 4. 6	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
29. 3. 30 (平成 28 年度第 12 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 4. 25 (平成 29 年度第 1 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 5. 30 (平成 29 年度第 2 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 （ 部 会 長 ）	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授